

第12回 学術・教育・研究委員会の会議概要 (学術部会常設委員会)

I 日 時 平成24年5月22日(火) 13:30~16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

- 【委員長】** 酒井 健夫 日本獣医師会学術担当理事、日本大学生物資源科学部教授
【副委員長】 中山 裕之 日本獣医学会理事長、東京大学大学院農学生命科学研究科教授
【委員】 石黒 直隆 日本獣医公衆衛生学会会長、岐阜大学応用生物科学部教授
稲葉 睦 北海道獣医師会理事、北海道大学大学院獣医学研究科教授
尾崎 博 国公立大学獣医学協議会会長、東京大学大学院農学生命科学研究科教授
佐藤れえ子 日本小動物獣医学会会長、岩手大学農学部教授
中尾 敏彦 日本産業動物獣医学会会長、元山口大学農学部教授
政岡 俊夫 私立獣医科大学協会会長、麻布大学学長
吉川 泰弘 全国大学獣医学関係代表者協議会会長、千葉科学大学危機管理学部教授
【大学基準協会】 橋本 孝志 大学評価・研究部審査・評価係主幹
【オブザーバー】 名子 学 文部科学省高等教育局専門教育課企画係長
荻窪 恭明 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
【本 会】 山根 義久 (会長)、近藤 信雄 (副会長)、矢ヶ崎忠夫 (専務理事)

IV 議 事

- 1 第11回学術・教育・研究委員会の協議結果(報告)
- 2 専門分野別の大学評価実施機関による外部評価業務の現状(説明)
- 3 外部評価の実施体制の整備に向けた検討(協議)
- 4 その他

V 会議概要

開会にあたり山根会長から、「本委員会での検討は非常に注目されており、新たに外部評価組織を立ち上げるか否かという点に関連して、本日は参考に大学基準協会から説明をいただけると伺っている。以前、学科単位での認証評価は行うことができず、その後10数年経過した。獣医学教育分野における外部評価の実現は非常に重要であるので、是非とも立派な試案を作り、その線に沿って進められることを期待している。ご検討をよろしく願いたい。」旨の挨拶が行われた。

1 第11回学術・教育・研究委員会の協議結果（報告）

事務局から、これまでの検討の経過として、第10回委員会、第11回委員会において検討された内容の概要が説明されるとともに、前回の第11回委員会の概要はすでに各委員に送付しており、特に意見等がなかったことが報告され、異議なく了承された。

2 専門分野別の大学評価実施機関による外部評価業務の現状（説明）

(1) 大学基準協会の橋本主幹から、資料をもとに「大学基準協会が実施する専門職大学院認証評価の概要」が説明された。この中で、大学基準協会の組織としての経歴や概要とともに、専門職大学院認証評価の概要や、法科大学院、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院のそれぞれの評価基準の項目と評価体制についての説明が行われた。また、現在行われている認証評価の年間スケジュール、実地検査、収支状況についても説明が行われ、薬学教育評価機構の取り組み状況と課題についても説明が行われた。

(2) 橋本主幹の説明の後、各委員の質問に対して以下の回答が行われた。

ア 法科大学院や経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院等のそれぞれの評価基準は、まず初めに法科大学院の基準が作成された後、これを基礎に経営系専門職大学院の基準を作成し、さらに各専門職大学院の特長に合わせて整理して改定を行ってきた。基準の内容はそれぞれの専門分野によって異なっている。

イ 公共政策系専門職大学院はもともと規模が小さく、最低限の基準を作るという考えから項目を少なくしたが、2年間評価を行った結果、基準の内容に不備があるので基準の改定を行った経緯がある。

ウ 様々な基準の改正を行ってきた結果として、経営系専門職の基準が今後スタンダードになるのではないかと。

エ 法科大学院の基準に比べ、経営系専門職大学院や公共政策系専門職大学院の基準の項目数が少ないが、表立って項目立てされていないだけで主要な項目は他の項目に含まれている。

オ 審査料については、現在1件あたり300万円で専門職大学院の認証評価を行っているが、正直なところ倍以上の費用が必要な状況である。獣医学分野の大学数は16校であり、これまでと同様な経費負担が予想される。

カ 現在、大学基準協会は各大学から会費を徴収し、さらに職員が複数の評価事業を兼任して対応することにより、費用をできる限り安価に抑えている状況である。仮に、本協会職員が一つの評価事業のみ対応すると、おそらく500万円程度以上の費用を要することになるが、公衆衛生系専門職大学院認証評価は1校のみの対応であったが、審査料は300万円であった。

キ 今年度、大学基準協会の会費の値上げは実施しないが、今後、可能性は否定できない。

ク 大学基準協会の会員校にならなくとも、評価を行うことは可能である。

ケ 大学基準協会はこれまで専門職大学院の評価基準を作成してきた。仮に、大学基準協会が獣医学の評価を対応することとなった場合、協会内部に委員会を設け、これま

- でに作成した評価基準を参考にして、新しい基準の作成を検討することになる。
- コ 仮に、専門職大学院の基準を参考とせず新たな機関を設けて一から評価基準を作成し評価するとなると、費用も労力も相当必要となり、関係者に多大な負担が必要になる。
- サ 大学基準協会が行う評価方法は、専門分野の方々が評価を行うピアレビューであり、適切に対応できているかどうかを複数の目で具体的に評価している。
- シ ピアレビューで評価を行うにあたって、医学・獣医学領域であれば数値で計ることができる部分が多いのではないかと。特に医学・獣医学の分野で考えられるのは設置基準であり、その中で数値化されているのは、教員数、定員と学生の関係性、施設・設備に関する建物面積、国家試験合格状況等がある。また、コアカリキュラムの実施状況や実際の臨床教育を行う時の実習設備、動物の種類・頭数等も数値化できると考えられるが、これらを基準とするかどうかは委員会で決定することになる。
- ス 薬学分野では、評価機構を立ち上げたが、評価が専門的であるために事務局ではスタッフの選定や評価項目の取り扱いに苦慮しているようである。
- セ 大学基準協会では大学からの推薦を中心に評価委員会委員を構成していることから、委員の中の大学関係者が多くなる危険性があるので、身内による評価と思われる恐れを避けるためにも、外部有識者に一定の割合で委員に就任いただいている。
- ソ 法科大学院の評価委員会は実務経験者や外部有識者等で構成されているが、そのうち、実務経験者は法曹の各機関から推薦をいただいて決定している。また、外部有識者には一定数以上就任していただくが、その分野に関心のある方、または課題を持っている方を探すことは非常に大変であり、委員候補者の情報収集に労力を要する。
- タ 獣医学の評価委員会を構成する場合も、ソのように実務経験者や外部有識者等を委員に委嘱することとなる。
- チ 大学によっては、大学本部に評価室や評価部門を設置しており、評価を行う際の支援をいただいている。
- ツ 大学基準協会が新たな分野の専門的評価を行う場合、評価者の育成や教育に要する準備期間は、これまで大学基準協会が使用してきた基準をどの程度利用できるかによっても異なるが、何よりも関係者の熱意が大切である。なお、準備期間を最も要するのは、認証評価機関の申請から認証されるまでである。
- テ 大学基準協会では、以前、獣医学教育における学部教育の基準並びに大学院の基準を作り、獣医学教育研究委員会を設置していた経緯から、既に評価の基準と基盤を持っているので、本委員会ではその延長線上で議論を進めることが出来る。なお、評価項目については、これまでの大学院認証評価で用いた内容とそれほど大きな差はないと考えられる。
- ト 現在のところ国際的な認定を得るところまで進める予定はないが、ビジネススクールでは世界を睨んで戦わなければならない状況になっており、海外の評価機関と連絡は取り合っており対応している。さらに、アジアのビジネススクールの団体にも加盟しているなど、海外交流を始めつつあり、海外の評価認定システムと何らかの形で提携することもできると思われる。

3 外部評価の実施体制の整備に向けた検討（協議）

- (1) 続いて、前回委員会時において、次回（第12回）委員会で準備の対応を行うよう要望のあった資料について、まず稲葉委員から平成22年度先導的・大学改革推進委託事業実施報告書「諸外国における獣医師養成制度に関する調査研究」の内容説明が行われた後、酒井委員長から「私立獣医科大学における獣医学教育の相互評価報告書における調査項目（第1次～第6次）」について、説明が行われた。
- (2) 上記の後、以下の確認、意見交換が行われた。
 - ア 第1次～第6次の私立獣医科大学の相互評価報告書における調査項目は、大学基準協会の評価項目を基本に作成している。
 - イ 外部からの評価に耐え得る評価内容にしなければ、評価する意味がなく、また、評価を実施するには経費を要することを理解しなければならない。
 - ウ 大学の本部が、獣医学教育の改善を重要であると認識してくれれば、国立大学でも費用を要することはそれほど問題ではない。むしろ、対応を行う関係者の熱意が重要である。
 - エ 新たに評価機構を設けてゼロから対応することは難しく、ノウハウを持つ既存評価組織に評価を依頼しないと、費用も人材も一層、要することになるのではないかと。

VI まとめ

最後に、酒井委員長から、「本委員会での外部評価のとりまとめについては、これまでの委員会での検討結果を踏まえて、委員長、副委員長と事務局にて報告書の素案を作成し、次回の委員会はこれに基づいて議論する。」こととされた。